

相続税試算レポート

(単位:千円)

財産/債務	山田 太郎様	山田 花子様
	被相続人	配偶者
現預金	100,000	10,000
居住用財産		
土地	20,000	0
小規模宅地評価減	-16,000	0
建物	10,000	0
賃貸用不動産他		
土地	126,600	10,000
建物	10,500	3,500
有価証券	1,000	3,000
自社株式	3,000	
死亡退職金	15,000	0
非課税金額	-10,000	0
死亡保険金	20,000	0
非課税金額	-10,000	0
その他	0	0
配偶者からの相続取得		130,050
資産合計	270,100	156,550
借入金	10,000	0
預り保証金	0	0
負債合計	10,000	0
課税価格合計	260,100	156,550
相続税額	26,620	31,220
総額	57,840	

大阪相続税サポートセンターの所見

第一次相続は配偶者控除により第二次相続に比べて相続税は軽減されます。
しかし、第一次、第二次相続合わせて**57,840千円**の相続税がかかりますので、
納税資金対策、節税対策を講じる必要があります。